

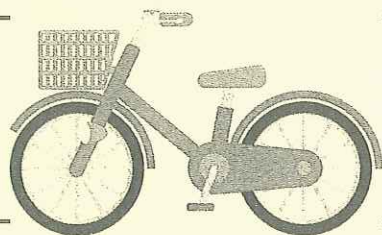
少年センター

だより

守山野洲少年センター
『あすくる守山野洲』

相談は ☎ 583 - 7474 まで

<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c/>

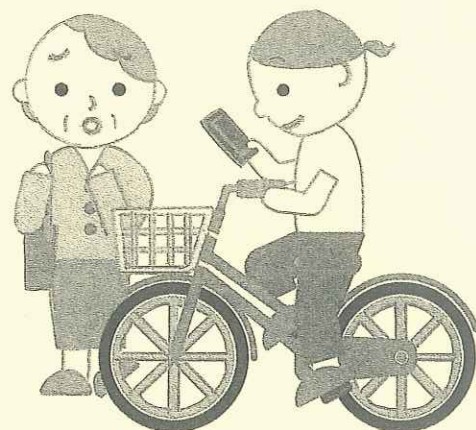


に乗る人には、安全運転の義務がある。
わかっていますか？

過失は重大

昨年 12 月、神奈川県で、大学生の電動アシスト自転車が、歩いていた人にぶつかり、その歩行者が死亡する交通事故が発生しました。大学生は、左手にスマホ、右手に飲み物、左耳にはイヤホンをして、自転車を運転していました。

今年 8 月、この事故の判決が言い渡されました。重過失致死罪で禁固 2 年、執行猶予 4 年。裁判長は「周囲の安全をまったく顧みない自己本位な運転で、過失は重大」と厳しく指摘しました。



安全運転の義務

<道路交通法第 70 条>

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

道路交通法では、安全運転の義務を、左のように定めています。「他人に危害を及ぼさない」とは、他人に危険な思いをさせたり、けがをさせたり、他人の物を壊したりしないということです。

スマホを見ながら、イヤホンをつけながら、かさをさしながらの「ながら運転」では、ハンドルやブレーキを確実に操作できず、周囲の状況に気づくことが遅れ、安全運転の義務を果たせないことは言うまでもありません。

「中高生だから・・・」はない

自転車に乗る人は、だれにでも、安全運転の義務があります。

小学 5 年生の自転車が、歩いていた人にぶつかり、歩行者が意識の戻らない状態になりました。5 年前、この事故で、小学生の保護者に、

9,500 万円の損害賠償を命じる判決が出されています。

中高生だから責任をまぬがれるという考え方が認められないのは、この例からも明らかです。

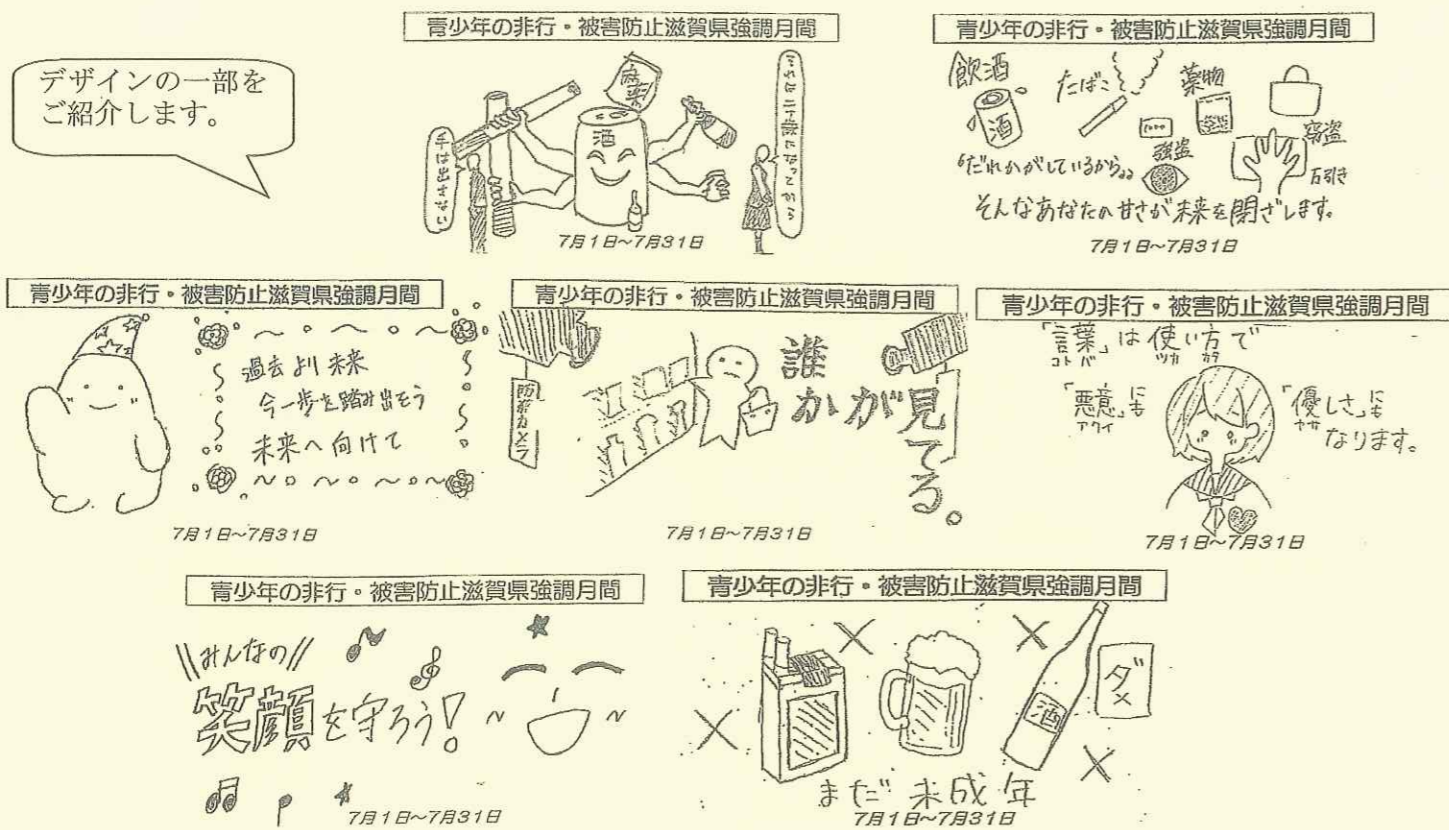
中学生との合同啓発活動

守山野洲少年補導委員会では、中学生と交流を深めることを目的として、「中学生との交流会」
「中学生との合同啓発活動」を隔年で行なっています。

今年度は「中学生との合同啓発活動」に取り組みました。

7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」に合わせて、日時、場所、啓発物のデザインを中学生が考え、該当地区の少年補導委員と一っしょに駅前や量販店前に立ち、自分たちでデザインしたメッセージ入りポケットティッシュを配りました。

初めて参加した生徒は、最初はどうのように渡したらいいのか戸惑っていたようでしたが、少年補導委員に教えてもらったり、見よう見まねで勇気を出したり、がんばって声をかけ啓発活動を行ないました。



活動後のアンケートには

- ・自分たちで作ったデザインがあり、うれしかった。
- ・地域の方と交流できる貴重な時間だった。
- ・生き生きと活動ができた。
- ・定期的に行なってほしい。
- ・あいさつを通して交流ができ、良い経験になった。
- ・経験を通してたくさんの事を感じ、学ぶことができた。
- ・非行防止以外にも啓発をしていけるとよい。
- ・いっしょに活動でき、安心して臨めた。

と積極的な感想をいただきました。

暑い中、また雨が降る中での活動でしたが、多くの生徒の皆さんに参加していただきました。ありがとうございました。

来年度は「中学生との交流会」が予定されています。

地域の少年補導委員に相談をしてみたい人、話をしてみたい人、どのような活動をしているのか興味がある人、皆さんの参加をお待ちしています。

…少年たちに明るい明日(あす)がくるように…

「あすくる守山野洲」の活動

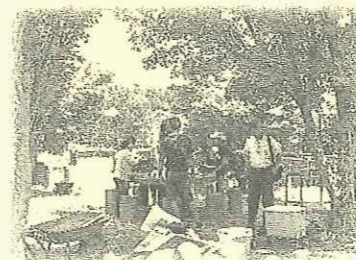
守山野洲少年センターには、立ち直り支援センター「あすくる」が併設されています。

いろいろな問題や課題を抱え、自分の居場所もなく悩んでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を克服しながら社会に適応して生活できるように個別のプログラムを組んで支援を行なっています。

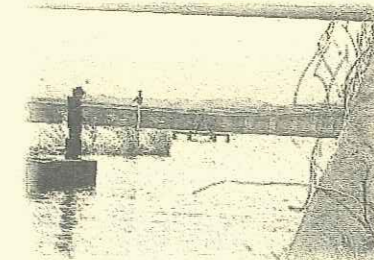
今年度は、青少年支援サポーターの協力や学校の参加を得て、みさき公園でのカレーライス作りや体育館でバドミントン、琵琶湖で釣りなどの活動を行ないました。

少年たちは、豊かな自然の中での活動を通して、やり遂げる達成感や他人と関わることの大切さを学びました。

カレーライス作り ▶



◀ 釣り体験



「あすくる」では少年たちの立ち直り支援の協力を求めています。

少年支援サポーター…スポーツ活動や学習などを支援していただける方。
18歳以上であれば、居住地や資格等は問いません。

支援協力企業…自立に向けての雇用、職場見学、職業体験などにご協力いただける企業やNPO。規模や内容、所在地等は問いません。
みなさんのご支援をお願いいたします。

中学校	地区	日時	活動場所
守山中学校	吉身・立入が丘・玉津	7月 5日(木)17時00分～	守山駅東口・西口
守山南中学校	守山・物部・小津	7月 9日(月)17時00分～	守山駅東口・西口
守山北中学校	河西	7月 9日(月)16時00分～	モリーブ
明富中学校	速野・中洲	7月 3日(火)15時30分～	フレンドマート守山水保店
野洲中学校	野洲・三上	8月 9日(木) 7時30分～	野洲駅南口・北口
野洲北中学校	祇王・篠原・北野	7月 1日(日)10時00分～	野洲駅南口・北口
中主中学校	中里・兵主	6月26日(火)16時00分～	ザ・ビッグエクストラ野洲店

守山野洲少年補導委員会研修会

10月20日(土)守山警察署4階大会議室で、管内研修会が行なわれました。この日は滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室室長 奥村公英様をお迎えして「子どもたちの問題行動の理解とその支援」と題しお話いただきました。滋賀県内の学校の様子や児童生徒の近年の問題行動やその背景についてわかりやすく説明していただきました。

この研修を受け、11月16日(金)に管外研修会として、少年の立ち直りや自立を助ける施設である滋賀県立淡海学園を訪問する予定です。

表彰されました

10月6日(土)東近江市あかね文化ホールで、平成30年度「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会が開催されました。多年にわたり青少年健全育成等にご尽力いただいた個人、団体に県警察本部長・少年補導員会連絡協議会会長より少年補導功労者として表彰されました。

個人表彰 山本 徹(篠原地区)、備後 義輝(祇王地区)、清水 修(祇王地区)
団体表彰 中里地区少年補導(委)員会 (敬称略)



麻薬・覚醒剤乱用防止運動 平成30年10月1日～11月30日

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用は、単に乱用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、青少年の健全な育成を阻み、家庭を崩壊させ、社会の秩序を乱す等、計り知れない影響を及ぼします。

薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという「依存性」と、乱用による「幻覚」、「妄想」に伴う自傷、他害の危険性があるという大きな特徴があります。

一度だけのつもりがいつの間にか中毒となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなるのです。使用はもちろん、持っていたり、売買したり、譲ったり、譲られたりした場合でも厳しく罰せられます。

自分を大切に。薬物乱用はダメ。ゼツタイ。



守山野洲少年センター『あすくる守山野洲』

守山市吉身三丁目11番43号 守山市商工会館3階 電話 077-583-7474 FAX 077-581-1419

たくましく 伸びよう 伸ばそう 湖国の子
～11月は「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」です～